

## 鹿屋市林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林施業の集約化、持続的な林業生産活動の推進、地域産材の安定的な供給、未利用木質資源の利用等を促進するため、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設・木質バイオマス利活用施設等の整備する森林組合等に対し、予算の範囲内において鹿屋市林業・木材産業構造改革事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）、鹿児島県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱（昭和63年4月1日鹿児島県制定）、鹿児島県林業・木材産業構造改革事業実施要領（鹿児島県要領平成17年6月20日適用）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象者、補助率等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）により国県事業として承認された事業であって、補助対象事業、補助対象者及び補助率は別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の返還)

第3条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産、設置した施設等が、それぞれ処分制限期間内又は転用制限期間内に補助事業の目的を達することができなくなった場合、速やかに市長と協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した経費のうち補助金相当額を市に返還しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助率
1 安定供給体制の整備推進事業 (1) 高性能林業機械等の整備 ア 林業機械作業システム整備	森林組合、生産森林組合、 林業者等の組織する団体、 地方公共団体が出資する法 人、林業事業体	森林組合は 4分の1、 森林組合以 外のものは 8分の1
2 木材利用及び木材産業体制の整備 推進事業 (1) 木材加工流通施設等の整備 ア 木材処理加工施設 イ 木材集出荷販売施設	森林組合、林業者等の組織 する団体、地方公共団体が 出資する法人、木材関連事 業者等の組織する団体、地 域材を利用する法人	同上
(2) 森林バイオマス等活用施設整備 ア 森林バイオマス再利用促進施 設	森林組合、生産森林組合、 林業者等の組織する団体、 地方公共団体が出資する法 人、木材関連事業者等が組 織する団体	同上
(3) 木質バイオマス利用促進施設 ア 未利用間伐材等活用機械 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利 用施設整備	同上	同上